

30国際第834号

関税割当公表第TPP15号

平成30年度の環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に基づくコーヒー、茶の混合物、調製食料品及び練り生地の関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第5条の規定に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「CPTPP」という。）に基づく割当ての対象となるコーヒー、茶の混合物、調製食料品及び練り生地（以下「コーヒー、茶の混合物、調製食料品及び練り生地」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成30年11月6日

農林水産省

記

## 第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

### 1 割当対象物品

CPTPP第2章 附属書2-D付録A 第B節の TPP の全ての締約国向け関税割当て（TWQ）に掲げる TWQ-JP20 のコーヒー、茶の混合物、調製食料品及び練り生地であって、関税定率法（明治43年法律第54号）別表第1702.90号の2に掲げる物品（分蜜糖のものを除く。）、第1901.20号の2の（3）のAの（b）に掲げる物品（米粉調製品及び小麦粉調製品を除く。）、第1901.90号の2の（1）のAの（a）に掲げる物品（各成分のうち砂糖の重量が最大のもの以外のものに限るも

のとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)、同号の2の(3)のAの(b)に掲げる物品(米粉調製品及び小麦粉調製品を除く。)、第2101.12号の1の(1)及び2の(2)のAの(b)並びに第2101.20号の2の(2)のAの(b)に掲げる物品、第2106.90号の2の(2)のEの(a)のイに掲げる物品(ショ糖の含有量が全重量の50%以上のものに限る。)、同号の2の(2)のEの(a)のイに掲げる物品(その他のもののうち各成分のうち砂糖の重量が最大のものに限る。)、同号の2の(2)のEの(a)のハの(イ)に掲げる物品(各成分のうち第1212.21号の物品の重量が最大のものを除く。)並びに同号の2の(2)のEの(a)のハの(ロ)のIに掲げる物品

2 割当数量 2,867トン

3 通関期限 平成31年3月31日

## 第2 関税割当申請書受付の担当課

農林水産省政策統括官付地域作物課

## 第3 関税割当証明書交付の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

## 第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間(行政機関の休日を除く。)

次の2回に分けて行う。

(1) 平成30年11月16日(金)から同年11月28日(水)まで

(2) 平成30年12月3日(月)から同年12月14日(金)まで

ただし、(2)に掲げる期間にあっては、(1)に掲げる期間に行われた申請に対する配分において生じた残量が商業上実施可能な数量として1トン以上ある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。また、(1)に掲げる期間において関税割当申請書を提出した者は、(2)に掲げる期間においては関税割当申請書を提出することはできない。

なお、(2)に掲げる期間における配分の実施の有無及び実施する場合の(第1の2に掲げる割当数量に対する)配分可能数量(上限)は、平成30

年11月30日（金）午後2時までに農林水産省ホームページ（以下「当省ウェブサイト」という。）（<http://www.maff.go.jp/seisan/tokusankansho/kanwari/index.html>）において公表する。

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

## 第5 関税割当申請者の資格

コーヒー、茶の混合物、調製食料品及び練り生地の販売若しくは輸入を事業目的とする法人又はこれらの事業を行うことが確実と認められる個人。

## 第6 関税割当申請書に添付すべき書類

- 1 関税割当申請書類表（別記様式1）
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間のコーヒー、茶の混合物、調製食料品及び練り生地の輸入通関実績集計表（別記様式2）
- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間のコーヒー、茶の混合物、調製食料品及び練り生地の販売実績・計画書（別記様式3）
- 4 法人の登記事項証明書（個人にあっては、住民票）

第2に掲げる担当課に提出する際は、①1の別記様式1、②関税割当申請書、③2から4の添付書類の順に揃え提出するものとする。

## 第7 割当基準

### 1 第4の1の(1)に掲げる期間

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、1申請者当たりの申請数量は、1,500トン又は3月末までの輸入計画数量のいずれか少ない数量を上限とする。

(1) 申請数量の総計が第1の2に掲げる割当数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が第1の2に掲げる割当数量を超える場合

各申請者に対して第1の2に掲げる割当数量を申請数量の総計で除した割合を申請数量に乗じて算出した数量を割り当てる。

### 2 第4の1の(2)に掲げる期間

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、1申請者當た

りの申請数量は、1,500トン、3月末までの輸入計画数量、若しくは（第1の2に掲げる割当数量に対する）配分可能数量のいずれか少ない数量を上限とする。

(1) 申請数量の総計が（第1の2に掲げる割当数量に対する）配分可能数量（上限）以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が（第1の2に掲げる割当数量に対する）配分可能数量（上限）を超える場合

各申請者に対して（第1の2に掲げる割当数量に対する）配分可能数量（上限）を申請数量の総計で除した割合を申請数量に乗じて算出した数量を割り当てる。

なお、1の(2)及び2の(2)において算出された配分数量が1kgに満たない申請者に対する配分は行わない。

また、配分数量の算出において生じた1kgに満たない端数は、これを切り捨てる。

## 第8 配分結果の通知、関税割当証明書の交付及びその停止

1 関税割当証明書は、CPTPPの発効日（行政機関の休日に当たる場合は、翌開庁日）に交付するものとする。

なお、品目毎の配分結果は当省ウェブサイトにおいて平成30年12月26日（水）までに公表するとともに、配分数量を第2に掲げる担当課から割当期間の開始までに連絡するものとする。

2 関税割当証明書の交付は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の関税割当申請は受け付けない。

(1) 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。

(2) 申請者が本公表に違反したとき。

(3) 申請者が虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類若しくは報告その他の関税割当てに関する

書類) をしたとき。

#### 第9 公表

次の事項を当省ウェブサイト（4に掲げる事項については、経済産業公報及び通商弘報を含む。）において定期的に公表する。

- 1 配分された数量
- 2 返納された数量
- 3 消化（割当）率（第1の2に掲げる割当数量に対する配分された数量）
- 4 配分を受けた者の氏名又は名称及び住所

#### 第10 報告等

- 1 割当てを受けた者は、各月の輸入の有無に関わらず、毎月15日までに輸入通関及び販売等の実績報告書1通（別記様式4）を、農林水産省政策統括官に提出するものとする。
- 2 この関税割当てに基づいて輸入した貨物については、必要に応じその販売状況等の調査を行うこととする。
- 3 割当てを受けた者が、関税割当てに関して法令に違反した場合は、速やかに報告するものとする。

#### 第11 その他

- 1 関税割当申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。  
また、割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は2通（省令第3条）とする。
- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年4月1日付け16国際第1297号）によるものとする。
- 3 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。
- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は有効期間を経過

したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない。返納に当たっては、割当てを受けた者又は返納の委任を受けた者が第2に掲げる担当課に直接持ち込むものとし、やむを得ず送付する場合は、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

なお、関税割当証明書を返納する際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

5　関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。